

大

第1章 総則

第1節 計画の目的

大-2

第2節 計画の構成

大-2

第2章 大規
計画**令和3年3月修正案（抜粋）****※修正箇所のみ抜粋し朱書き表記****大-〇〇**：ページ番号**追加：〇〇〇〇（下線）****削除：~~〇〇〇〇~~（取り消し線）**

第5節 道路灾害対策計画

第1 基本方針

大-30

第2 輸送事業者及び関係機関の責務

大-30

第3 予防計画

大-30

第4 応急対策計画

大-31

第6節 水道水質事故対策計画

第1 基本方針

大-33

第2 水質事故の想定

大-33

第3 予防対策

大-33

第4 応急活動計画

大-34

大-34 「水道水質事故対策計画 予防対策」修正

(4) 訓練の実施

応急給水の実施が円滑に行なえるよう定期的に給水訓練を実施する。また、災害用井戸等の合鍵を各近隣センターに配備するとともに、施設管理者や応援職員に貸与し、迅速な給水活動の実施を目指す。

大-34・35 「水道水質事故対策計画 応急活動計画」修正

(2) 応急給水の準備・実施

- ア 給水所が立地する施設管理者に対し、情報伝達と協力要請を行なうとともに、柏市管工事協同組合等や地域住民に応急給水活動への協力を要請する。
- イ 応急給水箇所における給水活動については、市(現地配置の水道部)職員の指示により、断水地域等の地区災害対策本部が対応することとし、耐震性井戸付貯水装置は市の応援職員、耐震性貯水槽と水源地は市(水道部)職員及び柏市管工事協同組合、給水タンクは市(水道部)職員が主に担当し、応急給水を実施する。給水にあたっては、原則として1人1日当たり3リットルとし、人員整理・交通整理を的確に実施する。特に、小・中学校については児童・生徒の安全を確保するため、車の通行ルートや駐車スペースを明確にする。
- ウ 災害拠点病院等については、優先性を考慮し、給水車を配車の上、優先給水を行なう。
(震災編第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照)
- エ 応援に駆けつけた他水道事業体の給水活動については、市(水道部)職員の指示により、優先性を考慮して行う。
- オ ペットボトル飲料水については、地域住民の協力の下、給水所での受け取りが困難な要配慮者等に配付する。

(3) 給水体制

ア 給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設(水源地)の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

【応急給水所】

令和23年1月現在

	設備名	箇所数	備考
飲 料 水	災害用井戸	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備
	耐震性貯水槽	7	

	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	
	計	41	
生活用水	防災用簡易井戸	1817	手こぎ式
	災害用井戸協力の家	3066	
	計	4883	

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・【資料編 10-1】

イ 給水支援対策

(ア) 優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

- 災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無
- 産婦人科の有無 ■受水槽の容量 ■井戸水の利用状況

(イ) 要配慮者対策

給水所に出向くことが困難な高齢者や要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、町会・自治会・区等や福祉関係団体との連携により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

(ウ) 応援要請・受援体制

千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に、給水車による応急給水の応援要請を行う。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の優先給水施設、給水タンクによる応急給水拠点に行う。